

疑義照会連絡票、プロトコルに基づく疑義照会連絡票、

患者情報フィードバック用紙での送信内容に関する注意点

2024年10月15日より、プロトコルに基づく疑義照会連絡票の送信先が当院薬剤部から各外来（当院庶務係が窓口）へ変更いたします。上記に伴い各帳票物の記載内容の注意点を記載いたします

①疑義照会連絡票の記載内容に関して（ファックス送信先：0125-54-0101）

院外処方箋に対して、調剤薬局が各外来へ電話にて疑義照会を行った内容・解答のみ記載。必要に応じ
対応した内容のみ記載してください。（患者情報フィードバック用紙の記載内容をついでに記載しない）

記載例：1歳 10kg カロナール細粒 20% 1回1g 疼痛時
疑義照会の通り、カロナール細粒 20% 1回1g →1回0.5gへ変更し調剤いたしました。

②疑義照会簡素化プロトコル連絡票の記載内容に関して（ファックス送信先：0125-54-0101）

院外処方箋に対して、プロトコルに基づき疑義照会を省略した内容のみ記載。必要に応じ対応した内容のみ記載。（患者情報フィードバック用紙の記載内容をついでに記載しない）

記載例：1包化に関する疑義照会の省略
残薬調整を数回行いましたが、コンプライアンスが改善いたしません。
患者同意あるため、プロトコルに基づき1包化を行いましたのでご報告いたします。

③患者情報フィードバック用紙の記載内容に関して（ファックス送信先：0125-54-2356）

患者インタビューなどで、急は要さないが医師へ連絡しておいたほうがいいと思われる内容を記載。

（患者の状況・状態の他、薬剤師からの提案、患者の希望などを記載してよい）

→対応が次回外来以降で問題ないと判断されるものを記載

記載例：コンプライアンスに関して
現在、循環器、内科、整形外科を受診しています。各外来とおもに食後で処方されていますが、循環器処方ニコランジルのみ食直前で処方されています。食後へ変更できないでしょうか
（急ぐ場合は疑義照会をお願いします）

尚、不明な点は当院薬剤部 横山 吉田 までご連絡ください。